

## 小松加賀環境衛生事務組合格約

昭和 53 年 12 月 1 日  
石川県指令地収第 904 号

改正 昭和58年4月1日石川県指令地収第319号  
改正 昭和63年1月1日石川県指令地収第975号  
改正 平成3年3月30日石川県指令地収第212号  
改正 平成13年2月16日石川県指令地第2303号  
改正 平成15年4月1日石川県指令地第4551号  
改正 平成17年7月15日石川県指令地第1171号  
改正 平成19年3月30日石川県指令地第3345号  
改正 平成22年9月30日石川県指令地第1431号

(名称)

第1条 この組合は、小松加賀環境衛生事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第2条 組合は、小松市及び加賀市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を共同処理する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づくし尿処理施設の設置及びその管理運営に関する事務
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく広域共同斎場の設置及びその管理運営に関する事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、石川県小松市小馬出町 91 番地小松市役所内に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 12 人とし、そのうち 7 人は小松市の議会において、5 人は加賀市の議会において当該議会の議員のうちから選挙する。

- 2 組合議員に欠員を生じたときは、直ちにその組合議員の所属する市の議会において補欠選挙をしなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。

(議長及び副議長)

第7条 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

- 2 管理者は、小松市長をもって充てる。
- 3 副管理者は、加賀市長をもって充てる。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期とする。  
(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。  
(補助職員)

第10条 組合に前2条に定める者を除くほか、職員を置き、その定数は条例で定める。

- 2 前項に定める職員は、管理者がこれを任免する。  
(執行機関の事務部局)

第11条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため、条例の定めるところにより必要な事務部局を置く。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者から選任された関係市の監査委員及び組合議員のうちから各々1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、関係市の監査委員のうちから選任された者にあつては当該市の監査委員の任期とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期とする。  
(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に定める関係市の負担金の割合は、別表のとおりとする。

#### 附 則

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日石川県指令地収第319号)

この規約は、石川県知事の許可の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年1月1日石川県指令地収第975号)

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日石川県指令地収第212号)

- 1 この規約は、石川県知事の許可の日から施行し、平成3年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 この規約による変更後の小松加賀環境衛生事務組合同規約第13条第2項の規定にかかわらず、適用日前の施設の増設及び要改造等に要した施設費の負担割合は、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 2 月 16 日石川県指令地第 2303 号）

- 1 この規約は、石川県知事の許可の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規約による変更後の小松加賀環境衛生事務組合同規約第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年度及び平成 14 年度の関係市町の負担金の負担割合に係る総投入量は、当該年度算出期間の組合の総投入量に山中町し尿処理場の総投入量を加えたものとする。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日石川県指令地第 4551 号）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 7 月 15 日石川県指令地第 1171 号）

- 1 この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規約による変更後の小松加賀環境衛生事務組合同規約第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年度及び平成 18 年度のし尿処理施設の設置及びその管理運営に関する事務の加賀市の負担金の負担割合に係る総投入量は、当該年度算出期間の合併前の加賀市と山中町の総投入量を合算したものとする。
- 3 この規約による変更後の小松加賀環境衛生事務組合同規約第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年度及び平成 18 年度の広域共同斎場の建設事業に関する事務の加賀市の負担金の負担割合に係る人口は、合併前の加賀市と山中町の人口を合算したものとする。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日石川県指令地第 3345 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日石川県指令地第 1431 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の小松加賀環境衛生事務組合同規約別表の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から適用し、同日前については、この規約による変更前の小松加賀環境衛生事務組合同規約別表の規定を適用する。この場合において、別表中「建設事業」とあるのは「設置及び管理運営」と読み替えるものとする。

別表（第 13 条関係）

共同処理する事務	負 担 割 合
し尿処理施設の設置及びその管理運営に関する事務	前々年 11 月 1 日から前年 10 月 31 日までの間における関係市の総投入量割合
広域斎場の設置及びその管理運営に関する事務	前々年 11 月 1 日から前年 10 月 31 日までの間における関係市の斎場利用実績割合
一般組合事務	当該年度に最も近い国勢調査の結果による関係市の人口割合